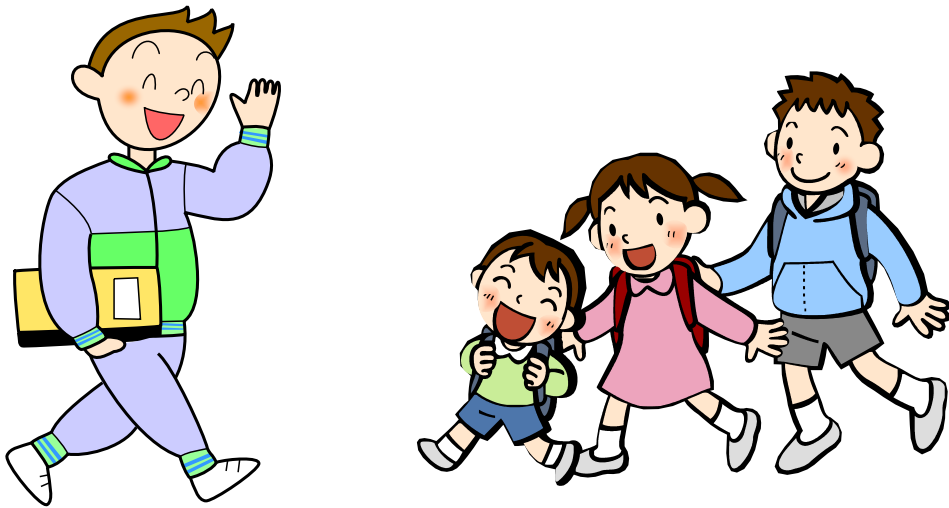


令和8年度

エキスパート職員派遣事業

～子供たちの興味・関心を引き出し
豊かな学びを創り出すために～



県教育委員会では、各学校における子供の教育活動に対し、専門職員や教員の人的財産を広く活用することを目的に、「エキスパート職員派遣事業」を実施しています。

県内の国公立幼・小・中学校や県立学校からの求めに応じ、県教育委員会事務局や各社会教育施設の専門職員、県立学校の教員のうち、専門知識を有する者を「エキスパート職員」として登録し、派遣する事業です。

(ただし、学校の教育課程に基づく正規の学習活動であることが条件です。)

「出前授業」一覧を参考に、子供たちの豊かな学び創りのため、本事業を積極的にご活用ください。

和歌山県教育委員会

○申込みから派遣まで

1. 「出前授業」一覧から、講師として派遣してほしい内容を選定します。
2. 選定した内容の専門職員や教員の所属長又は学校長に連絡を取り、日時、目的や内容等について、事前に調整を行ってください。
3. 「エキスパート職員派遣事業」実施要項内の「エキスパート職員派遣要請書」（以下、「派遣要請書」という。）に必要事項を入力の上、派遣を希望する職員の所属長（以下、「派遣元所属長」という。）及び県教育委員会教育総務局総務課長（以下、「総務課長」という。）あてに電子メールでご提出ください。（電子メールでの送付が難しい場合は、県教育委員会教育総務局総務課担当までご相談ください。）
4. 派遣する専門職員や教員については出張扱いとし、必要な旅費は県教育委員会が負担します。ただし、「出前授業」を実施するために必要なその他の費用については、申込者が負担するものとします。
5. 「出前授業」終了後は、「エキスパート職員派遣事業報告書」に必要事項を入力の上、派遣元所属長及び総務課長あて電子メールで報告してください。

○派遣対象となる専門職員・教員とは…

- 司 書 …… 図書館を運営するため、選書・資料の収集・読み聞かせなどを行う専門職員です。
- 学 芸 員 …… 近代美術館、博物館、自然博物館、紀伊風土記の丘で資料の収集・保管・展示などを行う専門職員です。
- 体育指導員 …… スポーツに関する専門的技能を有し、そのスポーツの指導や普及にあたる専門職員です。
- 文化財専門員 …… 文化財の調査、保存、修復などを行う専門職員です。
- 教 員 …… 専門知識・技能を有し、派遣が可能と校長が認めた県立学校の教員です。

○派遣する教職員の業務の都合により、ご希望に添えない場合があります。
○各学校の教育課程に基づく正規の学習活動以外は、この事業の対象にはなりません。

※本事業に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
和歌山県教育庁 教育総務局 総務課 総務企画班
TEL：073-441-3640
FAX：073-432-4517
e5001001@pref.wakayama.lg.jp（担当：堀池）

※エキスパート職員派遣要請書及び報告書の様式は、和歌山県教育委員会ホームページの「教職員向け情報」→「エキスパート職員派遣事業」からダウンロードできます。 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/shokuin/expertshokuin/expertshokuin.html>
🔍又は、検索エンジンで、「和歌山県 エキスパート職員派遣」を検索してください。